

# 自立支援医療《参考》

## 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）に係る利用者負担額

自己負担額は、原則として医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。

入院時の食費については、原則自己負担となります。

### 1月当たりの負担上限額

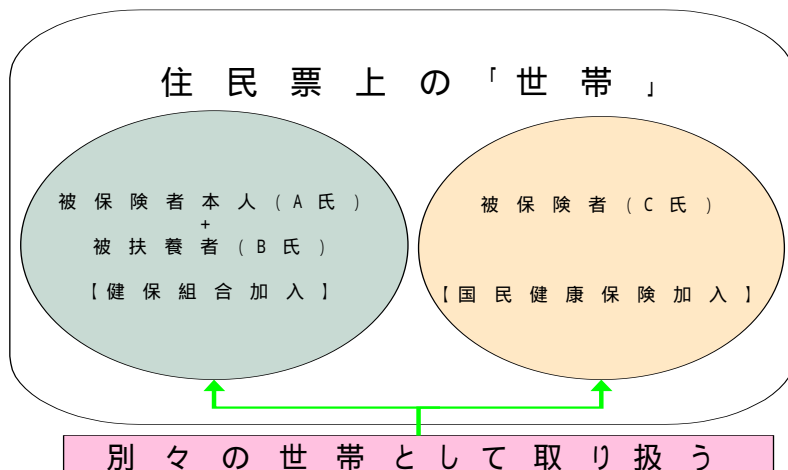
生活保護世帯	市町村民税 非課税世帯		市町村民税 課税世帯		
	本人の年収が 80万円未満の場合 (障害基礎年金2級相当)	本人の年収が 80万円を超える場合	市町村民税所得割が 2万円未満の場合	市町村民税所得割が 20万円未満の場合	市町村民税所得割が 20万円を超える場合
0円	2,500円	5,000円	医療保険の自己負担限度額 (72,300円 + 医療費の1%)		対象外
			育成医療の場合		
			10,000円	40,200円	
			重度かつ継続に該当する場合		
			5,000円	10,000円	20,000円

### 「重度かつ継続」の該当者

種類	内容
精神通院医療	統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人
更生・育成医療	腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害
精神通院・更生・育成医療	医療保険の多数該当の人 (直近の1年間の高額療養費の支給が3回以上ある人)

### 負担上限額を判断するときの世帯の考え方

- ・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。
- ・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。



< 左図の例から・・・ >

健康保険に加入するA氏とB氏からなる「世帯」と、国民健康保険に加入するC氏からなる「世帯」に二分される。

税制上は、C氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とB氏は別の「世帯」。